1967年度 第48回宜野湾市議会臨時会会議録

1 1967年度 8月28日第48回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2 応招議員は次の通りである。

1番 伊保清安　2番 天久盛雄
3番 石川真六　4番 渡名喜庸仁
5番 宮里敏行　6番 瑞慶覧朝村
7番 比嘉盛栄　8番 又吉正弘
9番 棚原憲信　10番 稲嶺正康
11番 安次富盛信　12番 大川昇
13番 知名朝司　14番 崎間正篤
15番 仲村春仁　16番 武島行男
17番 佐喜真弘　18番 比嘉義定
19番 宮城盛昌　21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎

3 不応招議員は次のとおりである。

20番 伊佐徳次郎

4 出席議員は応招議員と同じである。

5 欠席議員は不応招議員と同じである。

6 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 島袋全一　助役 沢岻安一
総務課長 呉屋好永　税務課長 仲村春信

住民課長 棚原盛真　厚生課長 伊佐友誠
農林課長 崎間政光　観光課長 古波蔵信三
都計課長 島村善幸　建設課長 島袋善信
水道部長 仲村春盛　消防団長 大城仁幸
営業課長 宮里将弘　会計課長 多和田真一

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。
事務局長　未吉健男
書記　島袋夏由

8. 議事日程は次のとおりである。
日程第1　会期の決定について
日程第2　議事録署名議員の指名について
日程第3　議案第61号　監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第4　議案第62号　特別会計の設置について
日程第5　議案第63号　市債を起こすことについて
日程第6　議案第64号　変電契約を結ぶことについて
日程第7　議案第65号　1968年度宜野湾市一般会計収入支出追加更正予算
日程第8　議案第66号　1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計予算
日程第9　報告第1号　予算繰越計算書について（報告）

議長　出席15名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしました。よって只今より第48回宜野湾市議会臨時会を開会いたします。（午前10時2分）

議長　暫休憩いたします。（午前10時3分）

議長　再開いたします。（午前10時55分）

議長　直ちに本日の会議を開きます。

議長　日程第1 会期の決定についてお諮りいたします。休憩中にお諮りいたしました様に、2月4日 本日 1日間とすることに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ございませんので、本日、1日間とすることに決定いたします。

議長　日程第2 会議録署名議員の指名についてお諮りいたします。
本件につきましては、議長指名することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、議長指名とすることにいたします。4番 疫名喜庸仁、19番 宮城盛昌 の両議員にお願いいたします。

議長　日程第3、議案第61号 審査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。一応 事務局長をして朗読せしめます。

議長　暫休憩いたします。（午前10時56分）

議長　再開いたします。（午前10時58分）

議長　市町村自治法第57条の規定により、宮里議員は除斥いたしましたので報告いたします。

議長　本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

市長　諸般の報告の場合にも申し上げましたが、伊佐徳次郎氏が、どうしても辞任しなければならないという事になりまして、宮里敏行氏を推せんいたしている訳でございます。
伊佐氏は立派なる審査委員であり、是非任期中やってもらいたいと三再にわたって、お願い申し上げた訳でございます。

いますけれども、本人の意志がどうしても当初の表明を変えませんので辞任届を受理した訳でございます。それで宮里敏行氏は良く皆様が御承知の通りでありまして大山の出身で三期目の議員でございます。監査委員として立派な方であると云うことで推薦を申し上げております。宜しくお願い申し上げます。

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　暫休憩いたします。（午前11時）

議長　再開いたします。（午前11時1分）

議長　議案第61号については、質疑並びに討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ございませんので、本案に対する質疑並びに討論を省略いたします。

議長　では議案第61号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決に付します。原案通り同意することに

賛成の方挙手願います。

議長　賛成多数であります。よって原案通り同意することに決定いたします。

議長　日程第4　議案第68号　特別会計の設置についてを上程いたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長　暫休憩いたします。（午前11時2分）

議長　再開いたします。（午前11時3分）

議長　本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役　御説明申し上げます。先き市長の諸般の報告の中にもありました様に公有水面埋立につきましては、去った特別委員会におきまして、特別会計を設置して、そして事業を推進すべきであると言う決定にもとづきまして、今回特別会計を新しく設けまして、事業の推進にかかりたいと言う意味で提案してあります。

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　暫休憩いたします。（午前11時4分）

議長　再開いたします。（午前11時4分）

議長　本案につきましては質疑並びに討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、本案に対する質疑、討論を省略することにいたします。

議長　議案第62号、特別会計の設置についてを採決に付します。
原案に御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、本案に付しまして原案通り可決決定いたします。

議長　日程第5、議案第63号、市債を起すことについてを上程いたします。
一応、事務局長をして朗読せしめます。

議長　暫休憩いたします。（午前11時5分）

議長　再開いたします。（午前11時6分）

議長　本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役　御説明を申し上げます。この案は67年度に計上されております処の公営住宅の予算が年度末に着工いたしまして、これに伴う処の収入が政府補助金とそれから市債になっておりますが、従いましてその収入が年度内に入って参りませんので、予算繰越をする財源がありませんので、67年度におきましては、公営住宅の予算は不用額におとすような処置を取る訳であります。
従いまして、本議会に提案しておりますように別に追加更正としまして、67年度に計上されておりました公営住宅の予算を68年度に追加更正する様に提案をしておりますが、これに伴う処の市債の収入につきまして、議会の議決を求める案でございます。この案はすでに前年度議決はされておりますが、この市債を起すことについては、予算の裏付としての事件議決と言う解しやくなりまして、今回又新しく提案する議案でございます。宜しくお願いいたします。

議長　本案に対する質疑を許します。

11番　償還年次計画の表でございますが、その償還期間内における償還財源について お伺いいたします。その間におきましては、経済変動、その他、特に最近・日本復帰も近いんだと、と言った様な感もする訳でありますが。その期間における償還財源の中で、使用料が全然加味されてないと、それから この使用料の年間の収入等について 説明願います。

助役　御説明申し上げます。公営住宅の資金の償還でございますが、これは一応 収入は総べての収入がこれは対象になる訳けでございますが、おっしゃる様に一応 その公営住宅から入って来る収入でもって独立採算を取るべきではないかという御意見かと思いますが 公営住宅はあくまでもその使用料の算定は法に定められた基準がありまして、その基準にあう様な使用料の徴収しか出来ない訳けであります。従いまして不足分はあくまでも他の一般財源をもって、これに充当していかなければならない。公益的な事業でございますので、そ

の意味におきまして 使用料は法的に定められた使用料を見積りまして、として償還財源は総べての一般収入をもって当てると言う考え方であります。
使用料の変更につきましては、市の独自の立場では変更出来ませんので、法律的にあまりにも地方公共団体に負担を与える様な事であれば、これは全流的な問題としまして 当然算定の改正を要請すべきではないかと考えます。

議長　暫休憩いたします。(午前11時14分)

議長　再開いたします。(午前11時16分)

1番　この公営住宅の建設資金 この起債ですね。今度が初めてですか。
この6万ドル以外にも何にかございますか。

助役　これは67年度の予算に計上されておりましたのをですね、一応不用額におとしますので、追加更正いたしましたら、それを裏付けとしての議決であります。
それから68年度につきましては、去った6月の定例会において議決されております。

1番	議案第何号ですかな、第44回だったと思いますが、議案第25号これも同じ6万ドルの市債が提案されておりますが、これとの関連ですね、これは67年6月3日です。同じ内容のものです。これとの関連について。
助役	だから結局67年度においてはですね、予算繰越をするためには、それだけの収入がない訳なんです。と申し上げますと、政府補助金と市債がないと困難ですから、この分は67年度に入って繰越財源がない訳です。予算繰越をするためには、それだけの財源がなければ、繰越はできない訳です。そうして一応そういう収入が上りませんので、67年度において不用額に落した訳なんです。そして改めて今回追加更正をいたしまして、これの更正の中にあります処の収入の市債6万ドルの裏付としまして、議会の議決を求めておる訳でございます。事件議決でありますので、一応あれは不執行に終ったということになりますので、あらためて提案する訳であります。
議長	外に質疑もない様でありますので、質疑を終結することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、質疑を終結することにいたします。

議長　本案に対する討論を求めます。
討論がなければ、省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、討論を省略することにいたします。

議長　議案第63号市債を起こすことについてを採決に付します。
原案通り可決することに賛成の方挙手願います。

議長　賛成多数であります。よって本案は原案通り可決決定いたします。

議長　日程第6、議案第64号委託契約を結ぶことについてを上程いたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長　暫休憩いたします。（午前11時20分）

議長　再開いたします。（午前11時22分）

議長　本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

都市計画課長　御説明申し上げます。7月31日に5社指名いたしまして、入札を行った訳でございますが、提案の記にございます様に、総合土木コンサルタンツ祝部英喜さんが落札いたしましたので議会の議決を得るために提案してございます。

議長　本案に対する質疑を求めます

議長　暫休憩いたします。（午前11時25分）

議長　再開いたします。（午前11時30分）

議長　本案については、質疑を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、質疑を省略することにいたします。

議長　本案に対する討論を求めます。
討論もない様でありますので省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ございませんので討論を省略することにいたします。

議長　議案第64号 委託契約を結ぶことについてを採決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、原案通り可決決定いたします。

議長　日程第7 議案第65号 1968年度宜野湾市一般会計補正予算についてを上程いたします。

議長　本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役　御説明申し上げます。65号は予

算の更正でありますが、収入といたしましては、公営住宅の政府補助金が、53、536ドル、それから、これは先き申し上げました様に67年度の分をそのまま確定した金額をもって来た訳でございます。それから繰越金といたしまして、17、418ドルを見積っておりますが、67会計年度の決計剰余につきましては、来たる8月31日に確定する訳でありますが、大体見通しにおきましては、これだけの収入を、見分見通しに立っております。それで収入を市債として6万ドル、これの公営住宅の建設資金として、67年度の予算に見積りました6万ドル、これをそのまま又、収入に計上いたしまして、収入合計いたしまして、130、954ドルの収入を見積っております。

予算総額が1、160、578ドルになります。今回収入として見積りましたのは、公営住宅関係の政府補助金と市債、それから決計剰余金から来るところの繰越金をもって収入としております。

支出におきましては、公営住宅の建設資金の予算でございまして、総計しまして、116、265ドルになりますが、その内訳は、手数料としまして、779ド

ル　これを67年度の公営住宅につきましては、設計手数料の中に監理費を見積っておりましたけれども、監理は市の職員がやるという様な考え方でありましたが、今度の機構改革によりまして、建築を監理出来る様な職員が外の職に変りまして、同じ都計課の課内ではございますが、設計係の方になりましたので、その監理を完全に行うことが出来ないと言うことで、監理も設計者に依頼するということで、これだけ追加した訳であります。それから委託料でございますが、これは68年度の公営住宅の敷地の土質調査の予算が68年度の当初予算に計上されておりませんので、土質調査を是非やるためには、必要でありますので、そのために計上してあります。

それから114,986ドルは工事請負金額になっております。

それから諸支出金につきまして14,689ドル、これは次回に出て参りますところの公有水面埋立事業の特別会計に繰出しまして、特別会計を設定するためのものであります。特別会計は今回その財源は外に求める訳にいきませんので、一応一般会計から繰出した14,68

9ドル それによって 当面必要とします ところの実施設計をする関係上、それからの事業実施に当りましては その財源をほとんど市債に求めて行く考えであります。

議長　暫休憩いたします。(午前11時36分)

議長　再開いたします。(午前11時37分)

議長　65号議案と66号議案は関連いたしますので一括上程いたします。

議長　日程第8 議案第66号 1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計予算についてを上程いたします。

議長　本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役　御説明申し上げます。収入におきましては、先き御説明申し上げました様に一般会計からの繰出金を繰入まして 収入 支出におきましては、一応今後事業施行にあたりまして、今後この予算は追加更正で仕事を進めて行きますので、一応予算の予想される現在 さしあたり 直ぐ支出がともなわない費目も予算の

形式としましては、一応必要があると言う訳けで、ほとんど費目存置の形で施行に大体当該費目は全部提案してございます。その支出の内容を御説明申し上げますと、1款の埋立事業費としまして、職員給、特別会計におきましては、職員給につきましては、別個の支出をせずに一般会計の一般事務部局の職員をもって執行したいと思いますが、しかしこれに伴うところの直接的な旅費とか、あるいは職員の手当とかにつきましては、将来の独立採算という意味から一応これに計上してあります。それから職員手当も計上してあります。それから保険料でありますが、これは医療保険負担金でございます。

この事業から支払われますところの職員手当に対しましては、当然医療保険の負担金が伴いますので、70ドル計上してございます。それから消耗品費を100ドル組んであります。これはこの実施設計その他色々今後消耗品が予想されますので、一応100ドル消耗品を計上してあります。それから食糧費が70ドル、それから印刷製本費が50ドル、一応設計が出来ますと製本等の費用が出て来ますので、それから通信運搬費

が10ドル。それから交際費が100ドル計上してあります。この事業は色々と折衝の必要が出て来るのじゃないかと思いまして一応100ドル計上してあります。それから調査費としましては実施設計の委託料を計上してあります。13,300ドル それからその外は今度全部費目存置でございますが、一応予備費としまして500ドルを計上しまして これからの事業が進展するに従いまして予算が結局3月にわたって計上されておりますが 現在の所一応最少限、現在執行するにさしつかえない所の金額を見積りまして計上してあります。

議長　議案第65号並びに議案第66号に対する質疑を求めます。

1番　繰越金ですね。繰越当初前回までの予算額30,000ドル これは何月の場合に。

助役　この方は68年度の当初予算に30,000ドル見積ってあります。予算でありますから、あくまでも予想でございます。

1番	8月31日確定する訳けでございますが、追加更正17.418ドル その額が今先の説明では 才計剰余金 市町村財政法の第7条 これとの関連はどうなりますか。
助役	才計剰余金から（聴取不能）
議長	暫休憩いたします。（午前11時50分）
議長	再開いたします。（午前11時52分）
議長	外に質疑もない様でありますので、議案第65号 並びに議案第66号の質疑を終結したいと思いますが御異議ございませんか。 （異議なしと呼ぶ）
議長	御異議がございませんので、議案第65号 並びに議案66号に対する質疑を終結いたします。
議長	議案第65号 1968年度宜野湾市一般会計才入才出追加更正予算について討論を許します。
議長	討論がなければ省略したいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、本案に付きましては、原案通り可決決定いたします。

議長　議案第66号 1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計予算について、討論を許します。討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、討論を省略することにいたします。

議長　では、議案第66号 1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計予算についてを、採決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、本案につきましては、原案通り可決決定いたします。

議長　暫休憩いたします。（午前11時54分）

議長　再開いたします。（午前11時55分）

議長　日程第9 報告第1号 予算繰越計算書についてを上程いたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長　暫休憩いたします。（午前11時56分）

議長　再開いたします。（午前11時57分）

議長　本報告に対する理事者の報告を求めます。

助役　市町村自治法施行規則第73の3 第3項の規定によりまして 予算繰越を議決いたしました場合には その計算書を次の議会に報告する様になっておりますので 報告を申し上げたいと思います。
67会計年度の予算繰越におきましては、議案第59号によりまして 38,488の予算繰越議決をしていただいた訳けでございますが、その中で67会計年度内に執行されたものが、ありますので 一応その精算を御報告申し上げます。

議決をされた順の内容について。
4款土木費1項道路橋梁費1目道路維持修繕費については、3,300ドルの繰越で、これは宜野湾地区内の道路維持修繕でございます。これは全額68会計年度に繰越をして執行しております。それから3目の道路新設改良費6,000ドル これは大山地内のアスファルト舗装工事でございますが、これは、ちょうど6月30日までに執行いたすことがいたしまして、67会計年度に執行済になっております。それから4目の排水工事費が3,340ドルの繰越議決になっておりますが、これは喜友名地内の排水工事でございます。これが繰越議決が3,340ドルの繰越になっておりますが、入札の結果3,300ドルで落札いたしておりまして結局40ドルの不用額になる訳でございます。それから5項の都市計画費、1目調査費委託費としまして、1,675ドル これは我如古、志真志一帯の現況測量になっておりますが これは全額予算をそのまま68会計年度に繰越しております。現在未執行で完了いたしておりません。それから6目の道路橋梁費の内の23,438ドルの予算繰越になっております

が。その内容は新城地内の10号線改修工事が3線で3,000ドル、普天間地内の排水溝の改修工事費5号線溝の排水工事でございます。これが3,386ドル繰越しております。それから真栄原地内の排水工事が18,092ドル これは全額繰越しておりますが。その内新城地内の10号線改修工事の3,000ドルにつきましては、これも67会計年度内に執行は終りまして、すでに執行済みになっております。そのためにこれは繰越の必要性がなくなった訳でございます。
それから7款産業経済費4項商工観光費の中の3目観光事業費これは神宮前のアスファルト工事でございますが。これも1,500ドル予算繰越議決されておりますが。年度内に執行することが出来まして、執行済みになっております。それから8款1項財産費1目財産管理費の委託料これは真栄原の市有の中に旧道が入っておりまして、これの旧道を除くための調査設計測量の委託費がそれの全額が繰越されております。現在執行中であります。
以上議決された金額が38,472ドルの繰越議決に対しまして、その内、約17ドルの執行を見まして

実際に繰越いたしますのは、28,748ドルの繰越額になっておりますので、以上御報告を申し上げます。

議長　暫休憩いたします。(午後12時4分)

議長　再開いたします。(午後12時28分)

議長　以上をもちまして全日程が終了いたしましたので、第48回宜野湾市議会臨時会を閉会することにいたします。
長時間にわたり慎重なる御審議をしていただきまして、どうもありがとうございました。

議長　閉会(午後12時29分)

上記会議録の以外は，書記が記載したものであるが，その内容の正確であることを証するためここに署名する．

1967年9月4日

五島市議会議長 古波蔵 清次郎

議会録署名議員 渡名喜庸仁

議会録署名議員 宮城盛昌